

令和4年1月
五條市教育委員会

五條市立幼児・児童・生徒の保護者の皆様へ

**新型コロナウイルス対策に関して、「新たなレベル分類の考え方」を踏まえた
本市学校(園)の出席停止等の取扱いの一部見直しについて**

寒冷の候、保護者の皆様には、新型コロナウイルス感染症にかかる対応について、ご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

令和3年11月8日に新型コロナウイルス感染症対策分科会から「新たなレベル分類の考え方」が示されました。それに基づき、市立の学校及び園の出席停止等の基準を別紙のとおりとしますので、お知らせします。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒及び教職員等の生活圏(主に児童生徒等の通学圏や発達段階に応じた日常的な行動範囲とし、加えて、地域の実情に応じて保護者の通勤圏や教職員の在住地も考慮する)におけるまん延状況により判断します。

なお、本基準については感染状況等を踏まえ、弾力的に扱うものとします。

「新たなレベル分類の考え方」(令和3年11月8日新型コロナウイルス感染症対策分科会)

マニュアル	分科会提言	
レベル3	レベル4(避けたいレベル)	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。
	レベル3(対策を強化すべきレベル)	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。
レベル2	レベル2(警戒を強化すべきレベル)	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができてきている状況。
レベル1	レベル1(維持すべきレベル)	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。
	レベル0(感染者ゼロレベル)	新規陽性者数ゼロを維持できている状況

なお、この行動基準は、令和3年11月時点における感染の状況を踏まえて作成されたものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適宜見直すことが予定されています。



「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準(出席停止等について)

マニュアル	分科会提言	「新たなレベル分類の考え方」に基づいた学校の出席停止等の対応	
		出席停止等について	
レベル3	レベル4	<div style="border: 1px solid yellow; padding: 5px; width: fit-content;"> 児童生徒等の感染が濃厚接触者に特定された場合 児童生徒等に発熱等の風邪症状が見られる場合 </div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content;"> 同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合 保護者から感染が不安で児童生徒等を休ませたいと相談があつて、合理的な理由があると学校長が判断する場合 </div>
	レベル3		
レベル2	レベル2		
レベル1	レベル1		
	レベル0		

※これまでは、レベルに関係なく、発熱がある場合等は全てを出席停止と扱ってきたことを見直し。

※ レベル1~3のいずれの地域に該当するかは、**新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類との対照表を参考としつつ**、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、地方自治体の衛生主管部局と相談の上、**学校設置者において判断します。**